

地域防犯カメラ設置費補助金 申請の手引き

令和6年4月
日高市総務部危機管理課

目次

I 補助制度の概要	2
II 地域防犯カメラ設置の進め方	3
III 地域防犯カメラの維持・管理	9
IV 申請書類・添付書類	12
V 地域防犯カメラの設置及び運用基準	13
<作成例>	
・地域防犯カメラの設置及び運用規程	17
・地域防犯カメラの設置場所、撮影範囲の図面	20
・同意書	21
VI 日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱	23
VII 埼玉県防犯指針（抜粋）	
防犯カメラの設置と利用に関する指針	34

I 補助制度の概要

1 制度の目的

この補助制度は、日頃から地域が自主的に取り組まれている防犯活動について支援するため、防犯カメラの設置費の補助を通して、地域主体の防犯力向上を目指すことを目的に実施するものです。

2 補助対象となる団体

行政区または自治会

3 補助対象経費

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

- ・防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
(防犯カメラ本体、録画装置等、独立柱 ※公道上に独立柱は設置できません)
- ・防犯カメラの設置を示す看板設置にかかる経費

※補助対象外になるもの

新規設置ではなく更新のもの、施設の管理・私有財産の保護を目的とするカメラの設置費用、レンタル・リースの2年目以降の経費、各種許可申請等に係る費用、機器の保守点検料、電気料等の維持管理費、常時監視が可能になるモニター・PC、予備のSDカード等の購入費

4 補助率等

当該年度の申請は1回、20万円を限度とします。

5 設置・管理運用

防犯カメラは、不審者の多発する場所など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示してください。

また、設置にあたっては、周辺住民の理解を得るとともに、個人のプライバシーを侵害することがないように、運用基準等を定め、適正に管理運用してください。

Ⅱ 防犯カメラ設置の進め方

1 防犯カメラ設置手続きの全体の流れ

総務部危機管理課へ防犯カメラ設置費補助金制度について相談してください。

<お願い>

申請予定数を把握し次年度の予算要求に対応するため、区長要望書の提出をお願いします。

区長要望書（総務課）の提出 <〇月～5月末まで>

<注意>

随時、交付申請を行うことも可能ですが、原則として前年度に区長要望を提出した案件が優先となります。

防犯カメラを電柱（東京電力・NTT・その他）に設置（共架・添架）しますか？

はい

東京電力・NTT・その他電柱の所有者と相談してください。
(申請時には共架許可書・添架承諾書・契約書等が必要です。)

いいえ

防犯カメラの設置場所はどこですか？

必要に応じて、飯能警察署地域安全課へ設置場所の相談をしてください。

道路

道路管理者と協議してください ※申請時には道路占有許可書が必要です。

公有地

土地管理者と協議してください ※申請時には使用許可書が必要です。

私有地

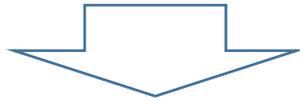
土地所有者と協議してください ※申請時には承諾書が必要です。

自治会の総会・役員会・委員会等で防犯カメラの設置について合意を得てください。
防犯カメラの設置場所や撮影範囲となる近隣住民の同意を得てください。

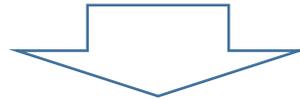
日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書の提出〈翌年度 4 月～8 月末まで〉



地域防犯カメラ設置費補助金交付決定 〈9 月下旬〉



交付決定後、防犯カメラ設置工事着工 ⇒ 工事完了 ⇒ 動作確認
※ 設置場所が道路及び公有地は、別途工事着手届及び工事完了届が必要です。



実績報告書の提出【設置工事完了から 30 日以内】 〈翌年 1 月末まで〉



補助金交付確定 ⇒ 請求書の提出 ⇒ 補助金交付 〈翌年 3 月末まで〉

2 防犯カメラ設置計画の作成と地域の合意形成

地域防犯カメラの設置に際しては、その目的、設置場所、設置・維持管理に要する費用、地域の同意や許可手続き等を理解した上で準備を進めていただく必要があります。以下の流れを参考として準備を進めてください。

(1) 設置計画の作成

設置する目的等を整理し、何を防ぐためにどこに設置し何を撮影するのか、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下の点を参考に、あらかじめ整理しておきましょう。

ア 設置目的

地域で発生しているどのような犯罪を防ぎたいのかを考えます。

イ 設置場所・撮影範囲

- ・設置場所は、主に公共空地（道路、公園、その他不特定多数の者が利用する場所）であること。
- ・撮影範囲は、画像面積の概ね3分の2以上が公共空地であること。

※ 飯能警察署生活安全課で、防犯カメラ設置の相談を受け付けています。地域の犯罪発生状況など、防犯上効果的な設置について助言をもらうことができます。対面相談を希望する場合は、事前の日程調整が必要です。

【連絡先：飯能警察署 042-972-0110】窓口：生活安全課生活安全総務係

(2) 管理・運用体制、管理・運用方法

ア 運用体制の構築と運用規定の作成

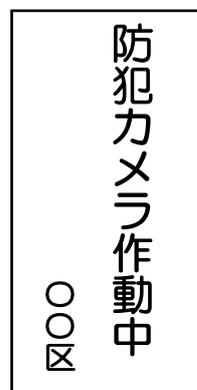
プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、埼玉県が定める「防犯カメラの設置と利用に関する指針」を参考に、組織・人員体制を整え、運用の基本となる運用規程を作成しましょう。

イ 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラの設置付近に看板やステッカー等で表示してください。

防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるためには、防犯カメラが存在していることを明示するのが有効です。

【表示例】



(3) 設置費用・維持管理費用の計画

設置等に係る初期費用だけでなく中長期的な維持管理費まで、設置団体として資金計画を立てておいてください。

なお、業者によりカメラ本体の価格や設置工事費等、その後の維持管理費等は異なります。複数の業者から見積もりを取ることで、必要経費を抑えられる場合もあります。

(4) 地域の合意形成

防犯カメラは、防犯のために設置を望む声がある一方で、プライバシーに対す

る考え方の違いや設置費、維持管理費の負担から、難色を示される場合もありますので、後のトラブルを防ぐため、事前に地域の方々へ説明し、合意を得ることが必要です。

補助金の交付申請時に、防犯カメラの設置が自治会等で承認されたことを証する書類が必要となりますので、早めに説明し、合意を得ておきましょう。

(5) 設置に必要な手続き（各種許可、同意等）

ア 設置の同意、撮影の同意を得る

防犯カメラ設置場所の所有者、撮影範囲に含まれる住民に対して説明をして同意を得ましょう。

【ポイント】

映像の一部を映らないようにできるマスキング機能付き防犯カメラを使うことで同意を得られる場合もあります。

イ 設置の許可等

設置する場所に依りて、使用許可を得る必要があります。

主な許可申請手続きは、次ページ以降に記載しています。

※ 申請から許可までに時間を要するほか、設置に関しての制限等があるため、お早目の相談をお勧めします。

【ポイント】

設置場所の所有者の確認を怠るとその後の申請手続きに不要な時間を要することになります。設置場所については所有者をきちんと調べ、同意書を取りましょう。

○主な許可申請手続き

区分	許可条件等	許可申請等	備考
民有地	・土地建物等の所有者へ条件等の確認と承諾が必要です。	■土地賃貸借契約書、同意書 ＜所有者、管理者等＞	土地や建物の管理者から、同意書・使用許可書等を得てください。
公共施設の敷地内	・他に設置場所がなく、やむを得ない場合で、一定の基準に適合し、管理上支障がない場合に限られるため、事前に管理者に確認が必要です。	■使用許可等 ＜所有者、管理者等＞	
道路上	<p>・他に設置場所がなく、やむを得ない場合で、一定の基準に適合し、管理上支障がない場合に限られるため、事前に管理者に確認が必要です。</p> <p>・その他設置場所や方法等について、事前に道路管理者に確認をしてください。</p> <p>・道路占用許可以外にも様々な手続きが必要となります。</p>	<p>■道路占用許可申請</p> <p>【市道】 日高市役所 建設課管理担当 (市役所3階) 042-989-2111</p> <p>【国道・県道】 飯能市双柳75 飯能県土整備事務所 管理担当 042-973-2281</p>	

※ 電柱、支柱等を使用する場合は、電柱等の管理者の許可等が必要となりますので、管理者（東京電力パワーグリッド、NTT等）へ相談してください。

※ 原則、占用料や使用料、賃貸料等が発生します。

※ 公有地（道路含む）の場合、申請書に許可書の写しを必ず添付してください。
民有地（企業含む）の場合、契約書の写し又は同意書の写しを必ず添付してください。

※ 移設や撤去が必要となった場合は、設置団体の負担で対応してください。

※ 許可されるとは限りませんので、ご留意願います。

- ◎ 東京電力パワーグリッドの電柱へ共架する場合、許可が必要となりますので、電柱共架事業を担当する東電タウンプランニング株式会社へ事前に相談してください。

東電タウンプランニング(株) 共架オペレーションセンター
連絡先：048-637-3970
受付時間：平日のみ 9時～17時
* 共架料のほか、可否判定費用等が必要となります。
* 他に設置する場所がない場合に限りです。

- ◎ NTT柱へ添架する場合、許可が必要となりますので、事前にNTT東日本へ相談してください。

(株)エヌ・ティ・ティ エムイー 設備マネジメント部
オンサイトオペレーションセンター 設備カスタマ部門 添架担当
連絡先：042-312-9009
* 電柱添架料等が必要となります。
* 他に設置する場所がない場合に限りです。

東電柱とNTT柱の見分け方 ※プレートが2枚の場合下方が所有者です。



(下が東京電力のプレート)



(下がNTTのプレート：)

△注意△ 危険ですので電柱には登らないでください。

- ◎ 設置場所等について、飯能警察署と情報の共有を行います。
補助金交付の対象となった防犯カメラについては、設置場所や撮影範囲について、市が飯能警察署に情報提供します。

Ⅲ 地域防犯カメラの維持・管理

1 防犯カメラの仕様について

(1) 画素数・解像度

カメラの画素数が多いほど解像度が高く、画質が向上します。

補助要件は、公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたもの又は200万画素以上のものを対象とします。200万画素以上の画素数を持った防犯カメラは、高解像度のため、人物や人相の特定が容易になります。

(2) 照度

防犯カメラで撮影するには、一定の明るさが必要です。

夜間に屋外で撮影するには、暗闇でも撮影できるように赤外線を照射する機能が付いたカメラで撮影、又は一定の明るさが確保できる場所に設置する等工夫が必要です。

(3) 画角

画像で映し出される範囲を角度で表したものです。

人物を撮影したときに、防犯カメラの撮影範囲にどれぐらいの大きさを人物が撮影できるかを示す状態をいいます。撮影目的に合わせて的確な画角を選定することが必要です。

画角調整機能を有するカメラを選定することで撮影範囲が容易に設定できます。私的空間が映り込まないように画角を設定しましょう。写り込んでしまう場合、マスキング機能を有する防犯カメラであれば、画像の一部を塗りつぶすことができます。

すので、防犯カメラの仕様を確認しましょう。

(4) 耐久性

防犯カメラを屋外に設置する場合は、防塵・防水機能のついているものを選びましょう。

(5) 画像データの保存

ア SDカード

- ・録画容量は、ハードディスクに比べて小さい。
- ・熱や振動に比較的強い。

(収納盤内温度は約50℃以下での利用が望ましい。)

イ ハードディスク

- ・録画容量が大きい。
- ・熱と振動に弱いため、屋外設置の場合は放熱機能が必要。

(収納盤内の温度は40℃以下での利用が望ましい。)

- ・ハードディスクから別媒体へのコピーに時間がかかることがある。

ウ 保存期間

画像データの保存期間は、設置者等に決めていただくこととなりますが、長期間の保存はより多くのデータを持つことになり、外部への漏えい等の恐れが増えるため、設置の目的を達成する範囲で必要最小限（7日程度）の期間とします。画像サイズ、画質、フレームレート等によって録画可能な日数が変わりますので、詳細は販売業者に確認してください（高画質、高フレームレートの方が録画時間は短くなります。捜査資料としての価値は高いが、SDカード等の容量も必要になるので高コストになります）。

エ フレームレート

1秒間に録画できるコマ数のことです。

コマ数が多いほど容量が多くなるため、録画時間が減ることになりますので、録画設定をする際に注意が必要です。

<参考>

- ・ 歩行者を中心に録画 4コマ/秒
- ・ 走行中の自転車を録画 4～8コマ/秒
- ・ 走行する車両の色や車種を録画 8～15コマ/秒

2 防犯カメラの維持管理について

防犯カメラを運用していくためには維持管理費として、電気料金や消耗品費、保守点検料などが必要です。設置場所の状況やカメラの種類等によって、費用は大きく変わりますが、他市の事例や各種調査からおおよその目安として下表を作成しましたので、参考にしてください。

なお、下表はあくまで目安なので、その範囲で収まらない場合もあります。実際の金額は、設置者がそれぞれの管理者、業者等に確認してください。また、複数の業者から見積もりを取ることで、維持管理に必要な費用が抑えられる場合もあります。

(1) 防犯カメラの維持管理・運用費用の目安

区 分	1基あたりの年間費用（円）
電気料金（300円～500円×12月）	3,600 ～ 6,000
電柱への設置料（電柱共架料、添架料）	1,200 ～ 1,300
SDカード交換料（SDカード代除く）	10,000 ～ 25,000
SDカード代（128GB、年1回交換が目安）	10,000 ～ 20,000
業者による保守点検費用（年1回）	10,000 ～ 30,000
年間必要経費 合計	35,000 ～ 80,000

※ 上記以外にも、行政財産や民有地に設置している場合は、それぞれの法令、契約等に基づいて、別途費用が発生しますので、ご注意ください。

※ 上記の費用は補助の対象とはなりません。

(2) 防犯カメラの維持管理・運用費用に必要な量力、義務及び責任等

ア 保守点検

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕に係る経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

イ 保守点検定期点検

防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」「破損はないか」などの点検を行ってください。防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり危険です。

※ カメラの落下等で事故が発生した場合は自治会等設置者の責任となります。

※ 夜間の赤外線撮影時には、クモの巣等があると、反射して映像が見えにくくなりますので、こまめにレンズの清掃が大切です。

ウ 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、プライバシー問題の対策として適切な管理を図るため、指定した管理責任者及び操作取扱者による維持管理・運用をしてください。

エ 画像データの保存・取扱い

画像データが外部にもれることのないよう防犯カメラの運用規程を定め、適切な管理を行ってください。

警察署からの画像データの情報提供依頼があった場合は、基本的には設置者が画像データを防犯カメラから抽出して、そのデータを保存したSDカード等の記録媒体で警察署へ提供することになります。詳しくは要請のあった警察署へご相談ください。

オ 継続使用

防犯カメラの設置補助金にて設置した防犯カメラは、設置後5年間は継続して維持管理・運用してください。この期間経過前に廃止する場合は、設置時に交付した補助金の返還を求められますので、設置にあたっては、維持管理費も含めて十分検討をしてください。

また、年に1回は防犯カメラ運用報告書を提出してください。

カ 移設及び撤去

防犯カメラを設置した電柱が移設・撤去される場合は、防犯カメラを設置した団体自らの負担により再設置・撤去する必要があります。

IV 申請書類・添付書類

1 補助金の申請書類・添付書類

地域防犯カメラ設置費補助金交付申請をする場合は、下記の書類を総務部危機管理課に提出してください。（受付締切日は8月31日です）

【申請書類一覧】

番号	書類名	様式	説明
1	日高市地域防犯カメラ設置費等補助金交付申請書	様式第1号	
2	自治会等の規約	書類の写し	
3	防犯カメラの設置が地域で合意済みであることが分かる書類	書類の写し	設置する地域の自治会等の総会、役員会、委員会等で防犯カメラの設置が承認された旨が載っている議事録の写しを添付
4	防犯カメラの設置及び運用に関する規程	任意様式 (PO参照)	防犯カメラの責任者と取り扱う人を指定してください。
5	防犯カメラの設置計画書	任意様式	設置年度；資金計画、工期等 次年度以降：運用経費、点検など
6	防犯カメラの設置場所、撮影範囲の図面及び現況写真	任意様式 (PO参照)	設置場所と撮影範囲が明記されているもの
7	防犯カメラの仕様書等	書類の写し	(例)仕様書、カタログの写し等
8	補助対象経費に係る見積書の写し	書類の写し	見積書の宛名は自治会等としてください。
9	防犯カメラ設置場所の周辺に居住者の承諾書	任意様式 (PO参照)	防犯カメラの撮影範囲に含まれる居住者の同意
10	防犯カメラ設置場所の所有者の承諾書又は管理者が交付する各種許可書等	書類の写し	電柱共架（添架）の許可に関する書類、道路占用許可、行政財産使用許可など

V 地域防犯カメラの設置及び運用基準

1 策定の目的

この基準は、「日高市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、市が地域の自主的な防犯活動を支援し、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域防犯カメラの設置及び運用に係る基準を策定するものです。

2 地域防犯カメラの定義

基準の対象となる地域防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

- (1) 犯罪の防止を目的として設置するもの
- (2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで、特定の場所に継続して設置するもの
- (3) 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

3 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

地域防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）は、犯罪の抑止、犯罪発生時の警察等への情報提供等設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはならないものとします。

4 撮影範囲、設置場所等

設置者は、地域防犯カメラを設置するにあたり、設置による防犯効果が最大限に発揮され、かつ、プライバシーに配慮した最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向及び撮影方法を定めるとともに、カメラの角度を調整する等私的空間が映り込まないようにし、私的空間が映り込む場合はその所有者・居住者等の同意を得るものとします。また、公道等に設置する場合は、必要に応じて、防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得るものとします。

なお、設置場所については、次のとおりとします。

- (1) 通学路
- (2) 過去に犯罪・不審者情報等が寄せられた場所
- (3) 公共の空間で不特定多数の者が通る場所（ゴミ集積所、不法投棄箇所等特定の施設・土地の監視等を目的としたものを除く。）
- (4) 犯罪発生の恐れがある場所

(5) その他地域が必要と認める場所

5 設置の表示

設置者は、地域防犯カメラを設置した場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称・連絡先を表示するものとします。

6 運用責任者等の選定

設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、運用責任者を指定することとします。

運用責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、必要に応じて操作取扱者を指定することができます。

防犯カメラの操作や画像データの閲覧は、原則として設置者、運用責任者又は操作取扱者（以下「設置者等」という。）のみが行うものとします。

7 秘密の保持

設置者等は、防犯カメラの画像データ及び画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用したりしてはなりません。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

防犯カメラ及び画像データの管理、業務の運営に関する事務の全部又は一部を委託した事業者に対しても、画像データから知り得た情報の漏えいや不当な使用はしない旨を契約事項に組み入れる等、必要な措置を取るものとします。

8 画像データ等の適正管理

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施す等、盗難及び散逸等による情報漏えい防止措置を講じます。
- (2) 画像データの不必要な複写や加工及び転送、記録媒体の外部への持ち出しは禁止します。また、記録媒体は、施錠できる保管庫等に厳重に保管するとともに、記録媒体の管理台帳等を備え付けて適正に管理します。
- (3) 画像データの保存期間は、おおむね30日としますが、設置者等が事件・事故の捜査の協力のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができます。

- (4) 保存期間を経過した画像データは、速やかに初期化又は上書きする等、確実に消去します。
- (5) 記録媒体を処分するときは、物理的な粉碎又は復元のできない完全な消去等を行い画像データが読み取れないようにします。その際、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録します。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピューターウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止に十分配慮します。

9 画像データの閲覧・提供の制限

- (1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。
 - ア 法令に基づく場合
 - 裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）及び弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合
 - イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合（例えば、行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況が撮影された画像データを提供する場合等）
 - ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合（閲覧後に画像データを提供する場合は、上記アに基づく文書によることとする。）
 - エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合（閲覧・提供にあたっては、本人以外の者の画像を消去する等、第三者の権利やプライバシーを侵害することがないよう、細心の注意を払うこととする。）
- (2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存することとします。

10 苦情等への対応

設置者及び運用責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じるものとします。また、あらかじめ苦情・問い合わせ担当者を指定しておく等、対応要領を定めておくこととします。

11 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置・運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、設置者が策定した「地域防犯カメラの設置及び運用規程」の遵守事項を委託契約の条件にする等適正な運用を徹底するものとします。

12 保守点検と撤去、譲渡

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。併せて設置場所や撮影範囲が適正であるか等の見直しを行うこととします。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、地域住民等の合意形成を行なったうえで、責任を持ってカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去することとします。

(3) 譲渡

設置者は、防犯カメラを譲渡する場合は、撤去の時と同様、地域住民の合意形成を行ない、記録媒体を抜き取り又は残っている画像データを完全に消去し、責任を持ってカメラや録画装置等の機器を譲渡することとします。

【注】保守点検や撤去、譲渡については、事前に土地（道路）や建物の管理者に届出が必要な場合があります。必ず事前に管理者と相談してください。

13 留意点

防犯カメラについては、購入費・設置費だけでなく、プライバシーへの配慮や運用を継続するための維持・管理にも相当な負担とコストがかかります。従って、地域防犯カメラを設置する場合は、事前に地域の住民等に対する説明会を開催する等、設置に向けた合意形成は慎重かつ丁寧に行うことが大切です。

この基準や埼玉県防犯カメラの設置と利用に関する指針等を参考に、地域と調和のとれた安全・安心のための地域防犯カメラの設置・管理に努めてください。

<作成例>

〇〇区地域防犯カメラの設置及び運用規程

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇区が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、〇〇区における犯罪を防止し、地域住民の防犯意識を高め、もって安全に安心して暮らせる地域づくりに資するために設置する。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

日高市大字〇〇〇〇番地内 地域防犯カメラ 〇台

配置図には、カメラの位置、撮影の方向の分かる図を添付してください。

(2) 設置の表示

表示板(ステッカー)は、交付申請時に併せて申請することで補助対象となります。設置以後に追加・張替等で必要となった場合は、補助対象外となります。

防犯カメラを設置する場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には行政区名、連絡先を記載することとする。

4 設置者及び運用責任者等

(1) 設置者 〇〇区 区長〇〇 〇〇 (団体名、代表者氏名を記載)

(2) 運用責任者 〇〇区 〇〇 〇〇 (運用責任者氏名を記載)

(3) 操作取扱者 〇〇区 〇〇 〇〇 (操作取扱者氏名を記載)

・設置者は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等の適切な運用管理を図るため、運用責任者及び操作取扱者を置きます。

・操作取扱者は複数人指定することは可能ですが、必要最小限に止めてください。

5 設置者等の責務

(1) 設置者、運用責任者及び操作取扱者(以下「設置者等」という。)は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な管理運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。

(2) 設置者等は、画像データ及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

(1) 記録媒体及び複製データの管理

記録媒体及び複製データは管理台帳により管理する。

(2) 保存期間

画像データの保存期間は概ね30日間とする。

(3) 画像データの不必要な複製及び加工等の禁止

画像データの不必要な複製や加工及びインターネットへの掲載、メールでの転送、外部への持ち出しを禁止する。

(4) 記録媒体の保管場所

やむを得ず画像データを複製した場合、記録媒体の保管（場所）は保管庫（施錠が必要）とし、運用責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

(5) 立ち入り制限等

記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しは、運用責任者が許可した場合を除き禁止する。

保管場所には、設置者等が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

(6) 画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、設置者及び運用責任者、操作取扱者で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を管理台帳に記録する。

7 画像データの閲覧・提供の制限

(1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合（閲覧後に画像データを提供する場合は、上記アに基づく文書によることとする。）

エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合（閲覧・提供にあたっては、本人以外の者の画像を消去する等、第三者の権利やプラ

イバシーを侵害することがないように、細心の注意を払うこととする。)

- (2) 画像データの閲覧・提供を行う場合は、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、不審な点がある場合は相手先機関・組織等への問い合わせを別途行うよう努める。

また、閲覧・提供を行った場合は、日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提供を受けた文書等とともに6-(3)に基づく保管庫等へ保存する。

8 苦情等への対応

設置者及び運用管理者は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

9 保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、年1回以上専門業者による保守点検を行うとともに、SDカードなどメモリーカードについては安定した録画を確保するため概ね3年以内での交換に努める。

(2) 設置場所・画角の見直し

防犯カメラの設置場所・画角については、記録された画像データを設置者等で検証し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 撤去

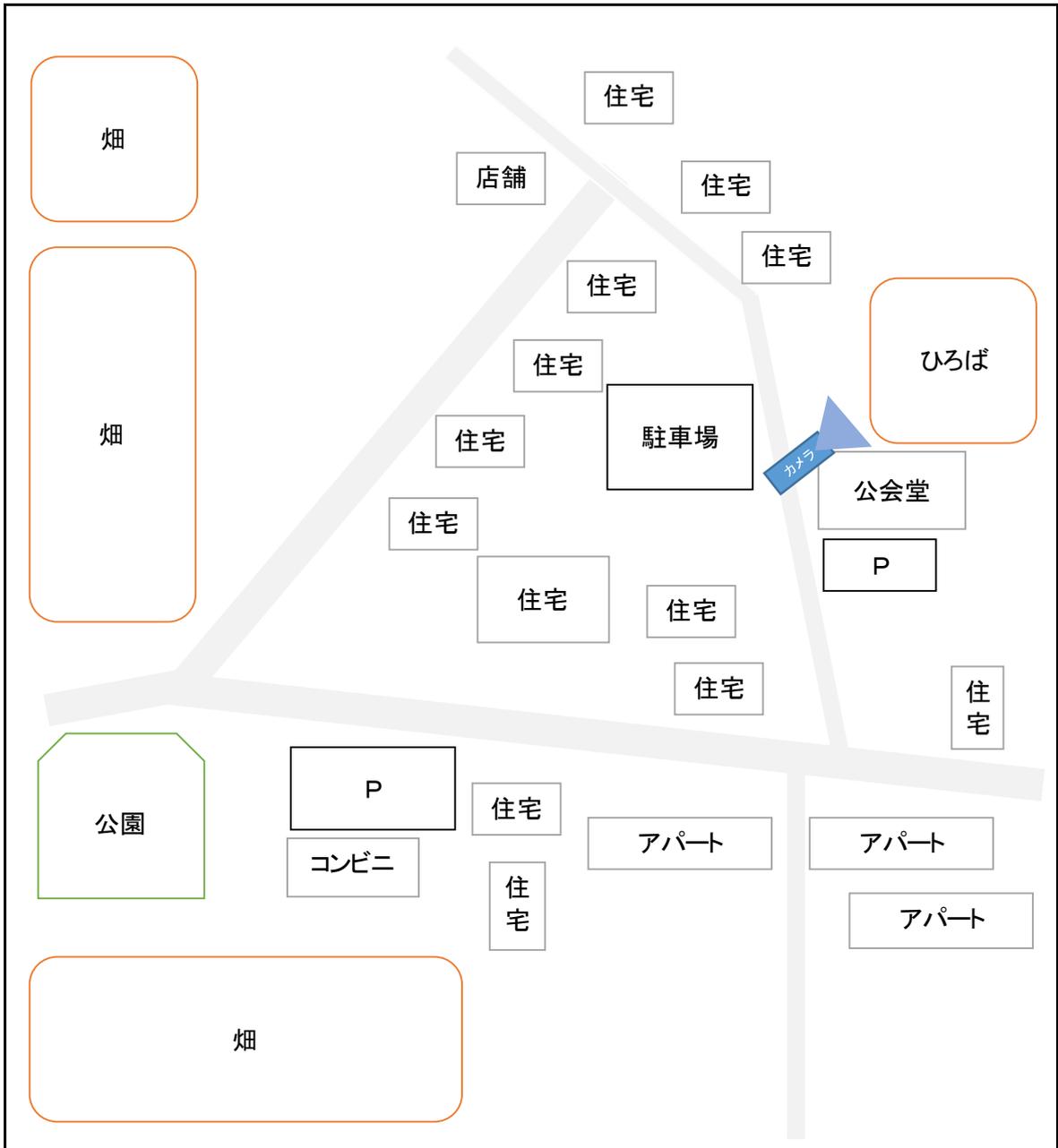
設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、撤去を行う前に日高市に撤去理由の報告を行い、責任をもって速やかに機器等の撤去を行う。

附則

この規程は、令和〇年〇〇月〇日から施行する。

<作成例>

防犯カメラの設置場所、撮影範囲の図面



<作成例>

地域防犯カメラの設置場所に関する同意書

令和〇年〇月〇〇日

(設置場所の所有者等)

〇〇 〇〇 様

(設置者)

住所 日高市大字□□□〇〇番地〇

団体名 〇〇区

代表者 区長 日高 太郎

地域の防犯活動に活用するため、防犯カメラを設置することを計画しています。

つきましては、下記のとおり貴殿の所有している土地（建物）への防犯カメラの設置及び運用に関しまして御同意をくださるようお願い申し上げます。

なお、このことにより生じた問題につきましては、設置団体にて誠実かつ迅速に対応し処理を行います。

記

- 1 設置場所 日高市大字□□〇〇番地〇
- 2 設置台数 〇台
- 3 設置期間 令和〇年〇月頃から設置

同意書

上記のことについて同意します。

令和〇年〇月〇〇日

(設置場所の所有者等)

住所 日高市大字□□〇〇番地〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇 印

自署でない場合は、記名と押印が必要です。

<作成例>

地域防犯カメラの撮影範囲に含まれることの同意書

令和〇年〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

(設置者)

住所 日高市大字□□□〇〇番地〇

団体名 〇〇区

代表者 区長 日高 太郎

地域の防犯活動に活用するため、防犯カメラを設置することを計画しています。

つきましては、下記のとおり防犯カメラの設置に伴い、貴殿の居住している土地・建物の一部が防犯カメラの撮影範囲に含まれることから、個人のプライバシーの保護に配慮し、画像データの適正な管理を行いますので、同意くださるようお願い申し上げます。

なお、貴殿が土地・建物の所有者でない場合は、土地・建物の所有者様にご説明していただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

記

- 1 設置場所 日高市大字□□〇〇番地〇
- 2 設置台数 〇台
- 3 設置期間 令和〇年〇月頃から設置

同意書

上記のとおり同意します。

令和〇年〇月〇〇日

(撮影範囲に含まれる者等)

住所 日高市大字□□〇〇番地〇〇

氏名 〇〇〇〇 印

自署でない場合は、記名と押印が必要です。

日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、日高市防犯のまちづくり推進条例（平成21年条例第1号）第4条に規定する施策として、地域の自主的な防犯活動を支援するため、地域防犯カメラ設置事業を行う自治会等に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会等 次に掲げるものをいう。

ア 日高市区長に関する規則（昭和52年規則第11号）第2条第1項の規定により区長が委嘱されている区

イ 自治会その他の自治組織であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体として認可を受けているもの

(2) 地域防犯カメラ 地域における犯罪の予防を目的として主に公共空間を撮影する録画機器等をいい、優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたもの又は別表第1に掲げる仕様を満たすものをいう。

(3) 地域防犯カメラ設置事業 地域の防犯対策の充実を図るため、自治会等が地域防犯カメラを購入し、及び設置することをいう。

(4) 画像等 地域防犯カメラにより撮影し、及び記録された画像及び音声をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、地域防犯カメラ設置事業を行う自治会等で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 会計事務を処理する機能を有していること。

(2) この要綱に定める補助金のほか、国、他の地方公共団体その他の公的機関から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす地域防犯カメラ設置事業とする。

- (1) 地域防犯カメラの設置場所の所有者の承諾(当該設置場所が道路等の公共施設である場合にあっては、当該設置場所の管理者の許可)を得ていること。
- (2) 地域防犯カメラを設置することについて、設置予定場所の近隣地域の合意形成がされていること。
- (3) 地域防犯カメラが作動中であることが確認できるよう、設置場所付近の見やすい場所に、別表第2に掲げる仕様を満たす表示をすること。
- (4) 道路、公園その他不特定又は多数の者が自由に利用又は通行をすることができる場所であって、公共の用に供される場所を撮影するための地域防犯カメラを設置すること。
- (5) 撮影する画角については、不特定多数の者が利用する場所の画像の面積がおおむね3分の2以上(周辺の建物の形状等から困難な場合は、画像の2分の1以上)であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地域防犯カメラの新規設置に係る経費であって、別表第3に掲げるものとする。

(補助額等)

第6条 補助金の額は、当該所要経費の額とし、20万円を限度とする。ただし、同一年度内に同一の自治会等が申請できる回数は、1回までとする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項は、記載を要しないものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号イに該当する者が申請するときは、認可地縁団体告示事項証明書

(2) 地域防犯カメラ設置計画書

- (3) 地域防犯カメラの設置予定場所、撮影予定範囲の図面及び現況写真
- (4) 地域防犯カメラの仕様書等
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (6) 地域防犯カメラの設置場所の所有者の承諾書又は当該設置場所の管理者が交付する設置場所の使用の許可を受けたことを証明する書類の写し
- (7) 地域防犯カメラの設置場所の周辺の居住者の承諾書
- (8) 次に掲げる事項を定めた地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程
 - ア 設置目的
 - イ 設置場所及び設置台数
 - ウ 設置者、管理責任者及び運用担当者（以下「責任者等」という。）の役割及び責務
 - エ 画像等の取扱い
 - オ 画像等の利用及び提供の制限
 - カ 苦情処理への対応
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設置した地域防犯カメラは、地域における犯罪の抑止等地域の安全の保持以外の目的に使用しないこと。
- (2) 録画装置は施設設備のある場所で管理し、記録された画像等はおおむね30日保存した後、遅滞なく破棄する等、画像等を適正に管理すること。
- (3) 特定の個人及び住宅等を撮影することにより、個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮すること。
- (4) 設置した地域防犯カメラを運用する限り、地域防犯カメラ設置表示看板を見やすい位置に設置すること。
- (5) 地域防犯カメラ及び録画装置の責任者等を指定し、責任者等以外の者による地域防犯カメラの操作及び画像等のデータの取扱いを禁止すること。
- (6) 地域防犯カメラの設置後、設置場所の環境が変化した等の理由により、第4条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、地域防犯カメラの設置場所の移転、撮影する画角の変更その他の当該要件を満たすための措置を講じること。この場合において、講じた措置の内容を記載した書面を市長に届け出ること。

- (7) 録画装置の画像等は、地域の安全を保持するために用いる場合又は捜査機関から要請を受けた場合その他適当な理由が認められる場合以外は閲覧しないこと。
- (8) 個人情報の保護に努め、法令に基づく場合、捜査機関から要請を受けた場合又は個人の生命、身体及び財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合以外は、録画装置の画像等及び画像等から知り得た情報を第三者に提供しないこと。
- (9) 地域防犯カメラの設置に関し、第三者に損害を与えた場合は、補助事業を行う者において一切の責任を負うこと。
- (10) 前各号に掲げる事項について、県が定める防犯カメラの設置と利用に関する指針に基づいた地域防犯カメラの運用に関する基準を定めること。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更の届出)

第10条 交付決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更して補助事業を実施しようとするときは、日高市地域防犯カメラ設置費補助金変更承認申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し承認の可否を決定するとともに、日高市地域防犯カメラ設置費補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助金の交付申請をした者は、その申請を取り下げるときは、日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付申請取下届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(報告書の様式等)

第12条 規則第12条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、その提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日とする。

- 2 報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 地域防犯カメラ設置場所及び撮影範囲の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第13条 市長は、報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けた者は、日高市地域防犯カメラ設置費補助金請求書（様式第8号）により、市長へ補助金の請求をするものとする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助金の交付決定後5年とする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、経済社会情勢の変化、財源の変動その他この要綱による事業（以下単に「事業」という。）の継続性に影響を与える事象が生じたときは、事業の実施状況を勘案しつつ、その内容について検討を加え、その結果に基づき、事業の廃止を含めて見直しを行うものとする。

別表第1（第2条関係）

地域防犯カメラ仕様書

1 撮像素子	200万画素以上
2 解像度	1080P（1920×1080）
3 録画	常時・自動上書き
4 データの保存期間	おおむね30日
5 画角	水平100度以上
6 最低被写体照度	カラー 1.0Lux
7 GPS	GPS×1（時間補正用）
8 防水・防滴仕様	防水・防滴仕様であること。

別表第2（第4条関係）

地域防犯カメラ設置看板仕様書

1	サイズ	横200mm×縦500mm
2	表示内容	防犯カメラ作動中（管理主体の表示）
3	文字色	赤色（防犯カメラが作動中である旨の表示） 黒色（管理主体の表示）
4	背景色	黄色

別表第3（第5条関係）

補助対象経費

1	地域防犯カメラ及び画像等を保存する記録媒体（SDカード等）の購入及び設置に要する経費
2	地域防犯カメラ設置看板の購入及び設置に要する経費
3	前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

備考 補助対象とならない経費

- (1) 既存の設備の入替えに要する経費
- (2) 既存施設の移設や撤去、処分に要する経費
- (3) 土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) 配電線路用電柱等への共架等に要する経費
- (5) モニターの購入又は設置に要する経費
- (6) 地域防犯カメラに係る電気料、賃借料その他維持管理に要する経費
- (7) 予備の画像等を保存する記録媒体の購入に要する経費（カメラ1台につき2枚を超えるもの）

様式第1号（第7条関係）

日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

申請者

区又は自治会名 _____

住 所 _____

区長又は自治会長氏名 _____

日高市地域防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、日高市地域防犯カメラ設置費補助金要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

設 置 場 所	
設 置 費	円
補 助 金 額	円
交付事業の着手年月日 及び完了年月日（予定）	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第1号イに該当する者が申請するときは、認可地縁団体告示事項証明書 2 地域防犯カメラ設置計画書 3 地域防犯カメラの設置予定場所、撮影予定範囲の図面及び現況写真 4 地域防犯カメラの仕様書等 5 補助対象経費に係る見積書の写し 6 地域防犯カメラの設置場所の所有者の承諾書又は管理者が交付する占有許可書の写し 7 地域防犯カメラの設置場所の周辺の居住者の承諾書 8 地域防犯カメラの設置及び運用に関する規程 9 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第10条関係）

日高市地域防犯カメラ設置費補助金変更承認申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

申請者

区又は自治会名 _____

住 所 _____

区長又は自治会長氏名 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた日高市地域防犯カメラ設置費補助金について、その内容を変更したいので、日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

設 置 場 所	
変更を必要とする理由	
変 更 内 容	
補 助 金 交 付 変 更 額	交付決定額 円 交付変更申請額 円 差引増（減）額 円
添 付 書 類	※変更に係る部分のみを添付すること。 1 2

様式第5号（第11条関係）

日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付申請取下届

年 月 日

（あて先）日高市長

届出者

区又は自治会名

住 所

区長又は自治会長氏名

年 月 日付けで申請した日高市地域防犯カメラ設置費補助金の交付申請
を取り下げたいので、日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱第11条の規定により、
届け出ます。

様式第6号（第12条関係）

日高市地域防犯カメラ設置費補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）日高市長

補助事業者

区又は自治会名 _____

住 所 _____

区長又は自治会長氏名 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

設 置 場 所	
完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 通 知 額	円
経 費 精 算 額	円
添 付 書 類	1 補助対象経費に係る領収書の写し 2 地域防犯カメラ設置場所及び撮影範囲の写真 3 その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第14条関係)

日高市地域防犯カメラ設置費補助金請求書

年 月 日

(あて先) 日高市長

補助事業者

区又は自治会名 _____

住 所 _____

区長又は自治会長氏名 _____

年 月 日付け第 号で補助金交付額確定通知を受けた日高市地域防犯カメラ設置費補助金について、日高市地域防犯カメラ設置費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協			支店
預貯金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義人				

埼玉県防犯指針（抜粋）

防犯カメラの設置と利用に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第19条第2項の規定に基づき、道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、県民等の人権を保護するために、防犯カメラの設置者に対して、その設置及び利用に関し配慮する必要がある事項を示すものである。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 道路、公園その他公共の場所における防犯カメラの設置及び利用に関する基準

防犯カメラの設置及び利用に関する基準は、次のとおりとする。

1 定義

(1) 防犯カメラ

この指針における防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。

(2) 防犯カメラの設置者

この指針における防犯カメラの設置者とは、次に掲げるものをいう。

ア 県

イ 市町村

ウ 商店街（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体）

エ 自治会、町内会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びその他の地域における団体）

オ 鉄道事業法（昭和61年法律92号）第3条第1項の規定により鉄道事業の経営について国土交通大臣の許可を受けた者

カ 県及び市町村から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 設置場所

この指針における防犯カメラの設置場所とは、不特定多数の者が自由に利用することができる場所であり、次に掲げるものをいう。

ア 道路

イ 公園

ウ 広場

エ 鉄道の駅の自由通路

2 設置者等が配慮する必要がある事項

防犯カメラの設置者は、次の点に留意し、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像及び防犯カメラによって収集された映像で記録されたものをいう。）の取扱いを適正に行うものとする。

- (1) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置について、現場において明らかになるよう適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの運用責任者を置くものとする。
- (3) 防犯カメラの設置者及び防犯カメラの運用責任者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。
- (4) 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報が、その他の防犯カメラの運用に従事する者により他に漏れることのないように、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。
 - ア 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - イ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
- (6) 設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
 - ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、画像は必要な期間を超えて保存しない。
 - イ 保存期間の終了した画像は確実に消去する。
 - ウ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (7) 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応するものとする。

(8) 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの設置者が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

ア 防犯カメラの設置目的に関すること

イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲に関すること

ウ 防犯カメラの運用責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること

エ 画像の取扱いの制限に関すること

オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理の措置に係る次の事項に関すること

(ア) 画像の保存期間

(イ) 画像の廃棄方法

(ウ) 画像の記録された媒体の保管

カ 苦情処理に関すること

キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

3 その他

この指針で規定されていない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの指針で規定されていない設置者が防犯カメラを設置する場合においても、この指針の趣旨に則り、県民等の人権を侵害しないように努めるものとする。

<お問い合わせ>

日高市総務部危機管理課 交通安全・防犯担当

☎：042-989-2111（内線3345、3346）

Mail：kikikanri@city.hidaka.lg.jp